平成２２年（フ）第２１７号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁104―１　シュライク96―805号室、住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町６丁991番地２
債務者　森　　拓夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁104―１　シュライク96―805号室、住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町６丁991番地２
債務者　森　ムツ子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
京都府福知山市大池坂町170番地　タツタ電線社宅Ａ402号
債務者　石本　研一
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
京都府福知山市大池坂町170番地　タツタ電線社宅Ａ402号
債務者　石本　麗子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
福岡県田川郡福智町赤池510番地67
債務者　古賀　達雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４号
秋田県大仙市豊岡字中荒井46番地４
債務者　草薙　慎也
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４０号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　40棟302号
債務者　原鉄工所こと　原　　伸吉
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神崎　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
京都府久世郡久御山町佐山双栗53―２　ラポート双栗302号、住民票上の住所京都市伏見区久我西出町14番地46
債務者　中村　秀雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原伸児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1383番地
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢部　喜明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７１号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2480番地の２
債務者　アドニスランドこと　田中　健司
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１２９号
大分市大字森885番地の41
債務者　阿部　兼三
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
大分市大字中戸次5845番地の２
債務者　小田　雅美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
北海道帯広市西２条南25丁目９番地
債務者　青山象二郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木野村英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１８号
京都市伏見区向島津田町２番地　ミリオンマンション２Ｈ号室、申立時の住所京都府宇治市羽拍子町36番地の２　コロニアル宇治103号
債務者　西川　隆子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
京都市上京区出水通堀川東入下る四町目189番地
債務者　宮脇千佳世（旧姓積）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
京都市左京区修学院茶屋ノ前町33番地５
債務者　清　美穂子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２６５号
大阪府寝屋川市大利元町20番７号
債務者　夢千代こと　柏瀬　智与（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部